

(別紙)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応

令和2年2月28日(金)

宇佐市教育委員会

- 1 小中学校においては、令和2年3月2日(月)から当分の間臨時休業とする。なお、休業期間中の部活動は学校内外を問わず実施しない。  
公立幼稚園については、国の方針に基づき、臨時休業は行なわず引き続き開園する。
- 2 小中学校及び公立幼稚園の卒業式及び卒園式については、感染防止措置を徹底し、出席者は卒業生及びその保護者、教職員とし必要最小限の人数で実施する。なお、来賓の招待や在校生の卒業式への出席は行わない。
- 3 宇佐市教育委員会が所管する教育支援センター「せせらぎ教室」は令和2年3月2日(月)から当分の間閉室する。
- 4 宇佐市教育委員会が所管する、宇佐市民図書館、平和資料館、宇佐空の郷は、令和2年3月2日(月)から当分の間休館とする。